

# 医療法人社団 広紫会

## 広瀬医院運営規程（指定通所リハビリテーション事業）

### 〔目的〕

第1条 医療法人社団 広紫会が開設する広瀬医院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### 〔基本方針〕

第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

### 〔運営方針〕

第3条 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止をするようその目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

### 〔事業所の名称等〕

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 広紫会 広瀬医院
- (2) 所在地 つくば市北条85番地

### 〔従業者の職種、員数及び職務内容〕

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（院長：廣瀬 秀史）1名 常勤  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。

- (2) 経験看護師 2名 常勤兼務1名 非常勤兼務1名  
経験看護師・看護師は、利用者がサービスを受けるにあたり健康状態を把握し、安全にサービスを利用出来るよう管理する。
- (3) 理学療法士 1名 常勤 常勤兼務12名  
理学療法士は、転倒予防・認知症予防・寝たきりにならないよう身体機能の改善を図る為のリハビリを行う。
- (4) 介護職員 5名 常勤4名 非常勤1名  
介護職員は、経験看護師・理学療法士の指示に従い、利用者の介護度に応じたサービスの提供を行う。

〔利用定員〕

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 10名（1時間以上2時間未満）

〔営業日及び営業時間〕

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日とする。但し日曜祝日及び8月13日から8月16日及び12月30日から1月3日までは、休みとする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする  
1時間以上2時間未満  
9時から10時29分・9時30分から11時29分・10時30分から12時29分・  
14時から15時59分・15時から16時59分（実施時間）

〔通所リハビリテーションの内容〕

第8条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の機能の維持回復、及び日常生活の自立を支援する。
- (2) 利用者、家族に懇切丁寧にリハビリテーションの観点から指導、説明を行う。
- (3) 利用者の病状、心身の状況、生活環境を的確に把握し、適切なサービスを提供する。
- (4) 送迎サービスの提供をする。

〔指定通所リハビリテーション計画の作成等〕

- 第9条 通所リハビリテーションの提供を開始する場合には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標を達成するための計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所リハビリテーション計画を作成する。
- 2 通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を求める。

〔利用料等〕

- 第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）の額とする。
- 1 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
  - 2 利用者の支払いは、現金により指定期日までに受ける。
  - 3 厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること。

〔通常の事業の実施地域〕

- 第11条 通常の事業の実施地域は、つくば市、土浦市（新治地区）、桜川市（真壁町）、筑西市（明野地区）とする。

〔緊急時における対応方法〕

- 第12条 事業所の従業者は、通所リハビリテーションを実施中に、利用者の心身の状況に異常を認めた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師に連絡する等措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 通所リハビリテーションを実施中につまずきや椅子からの転倒が考えられることから、事故が発生したときは速やかに家族及び医師に連絡する等措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

〔秘密保持及び情報提供〕

第13条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、利用者の個人情報又は家族の個人情報は介護支援専門員と共有するが、秘密を漏洩することがないよう必要な処置を講ずる。

〔苦情処理〕

第14条 提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

〔業務実施上の補償〕

第15条 事業所の従業者が業務実施中に賠償を伴う責任が生じた場合は、事業所が加入する総合補償保険の範囲で補償を行う。

〔衛生管理〕

第16条 利用者が使用する施設、食器その他の備品又は、食用に供する水については、常に清潔に保持し定期的に消毒を施す等、常に衛生管理留意するものとする。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

〔その他の運営についての留意事項〕

第17条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

〔サービスにあたっての留意事項〕

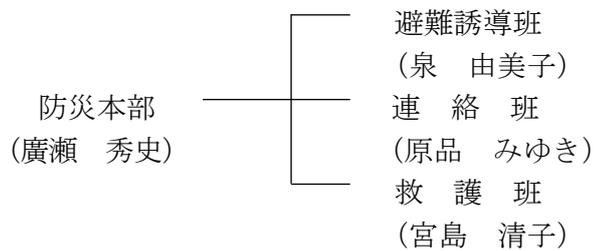
第18条 利用者は、明るく元気に生活に意欲的であり、日課をよく守り集団生活に積極的に参加すること。施設は、最低限度の共同生活の規律を守り下記の行為があった場合、当施設は、利用者に注意を促し指導をおこないます。

- (1) 指定場所以外の喫煙は、絶対しない。
- (2) 貴重品は原則として持ち込まない。
- (3) 施設の機器、備品等に損害を与え、又施設外に持ち出さない。
- (4) 施設の環境衛生の保持に協力すること。

[災害等緊急対策]

第19条 火災及び災害等緊急時においては、次に定める要領にて避難誘導を行う。

- (1) 緊急時は、担当責任者が防災対策責任者として全ての指揮をとる。
- (2) 緊急時の利用者への避難誘導は、下記組織にて行う。



附 則

この規定は、令和 5年 11月22日から施行する。